



「両立支援助成金のお知らせⅡ」

前は「両立支援助成金のお知らせⅠ」でした。今回はその続きです。

Ⅲ、中小企業両立支援助成金



1. 代替要員確保コース

以下に当てはまる中小企業事業主に支給

- ① 育児休業を終了した労働者を、原職または原職相当職に復帰させる旨の取扱いを就業規則などに規定
- ② 休業取得者の代替要員を確保
- ③ 休業取得者を原職または原職相当職に復帰させた など

支給対象労働者1人当たり	15万円	1企業あたり5年間、1年度延べ10人まで
--------------	------	----------------------

2. 休業中能力アップコース

育児休業または介護休業取得者を円滑に職場復帰させることを目的として、次のいずれか1つ以上の職場復帰プログラムを実施した中小企業事業主に支給

- ① 在宅講習 ② 職場環境適応講習 ③ 職場復帰直前講習 ④ 職場復帰直後講習

支給限度額	21万円	1企業あたり育児・介護それぞれ5年間、1年度延べ20人まで
-------	------	-------------------------------

3. 継続就業支援コース (対象は100人以下企業)

以下に当てはまる従業員規模100人以下の事業主に支給

- ・育児休業取得者を原職または原職相当職に復帰させ、1年以上継続して雇用
- ・両立を支援する制度の内容の理解や利用促進のための職場研修を実施 など

育児休業取得者	支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて育児休業を終了した労働者が平成23年10月1日以降に出た事業主が対象 ・平成25年3月31日までに育児休業を終了し、原職復帰した労働者までが対象
1人目	40万円	
2人目から5人目まで	15万円	

4. 期間雇用者継続就業支援コース

以下に当てはまる中小企業事業主に支給

- ・期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度を就業規則に規定
- ・期間雇用者の育児休業取得者を原職または原職相当職に復帰させ、6ヶ月以上継続して雇用
- ・両立を支援する制度の内容の理解や利用促進のための職場研修を実施 など

育児休業取得者	支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業を終了した期間雇用者が平成25年4月1日以降平成28年3月31日までに 出た事業主が対象
1人目	40万円	
2人目から5人目まで	15万円	
期間雇用者の育児休業取得者が正社員として復職した場合	1人目 10万円加算 2～5人目 5万円加算	

★ 女性の活躍促進のための数値目標を定め、公表し、当該数値目標を達成した場合の加算 ★

1. 代替要員確保コース、2. 休業中能力アップコース、4. 期間雇用者継続就業支援コースについては、両立支援の実効性を高めるため、女性の活躍促進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合は、支給額に加算があります。

支給額(1企業あたり1回限り)	5万円
-----------------	-----

★ 中小企業の定義や、受給するための要件等があります。詳しくは当事務所までお問い合わせを